

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>
環境関連法規制等の動き 2023年2月(2023.1.25～2023.2.21)

法令情報

1. 浄化槽法施行令の一部を改正する政令 <政令第30号> (2023.2.3公布、同日施行)

浄化槽法では、浄化槽の適切な設置工事及び維持管理について、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を規定し、資格保有者が工事監督や保守点検等を行うこととしています。今般、昨今の同資格の受験状況を勘案した受験料に改正されました。

<参考>環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_01113.html

法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>

一般情報

1. 給油取扱所における業務等のあり方に関する検討結果及び今後の対応 (2023.1.31 消防庁)

石油製品需要の減少が見込まれる中、ガソリンスタンドにおいては経営多角化等が進められています。これを踏まえ、ガソリンスタンドにおける業務等のあり方について検討が行われてきました。主な内容は、設けることができる建築物等の用途(給油等の業務以外)、同建築物を設ける場合の安全対策並びに営業時間外における他の業務での使用の可否等です。今後、法令改正に向けて準備が進められます。

<参考>消防庁ホームページ <https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/kyuyutoriatsukaisho.pdf>

2. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について (2023.2.6 環境省)

日本製紙勿来クリーンセンター株式会社の福島県いわき市勿来町にあるPCB汚染物の分解施設が廃棄物処理法に基づく、低濃度PCB廃棄物の無害化処理施設の認定を受けました。

<参考>環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_01144.html

意見募集情報

1. 「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」等に対する意見募集 (パブリックコメント)について (2023.2.17環境省)

各温室効果ガス種の地球温暖化係数を、IPCC*が2013年に公表した数値に沿ったものとする改正、並びに各温室効果ガス種の排出を伴う事業活動内容と算定式等(令第5条関係)の改正が行われます。環境省は、2023.3.19まで意見募集を行っています。※IPCC: 気候変動に関する政府間パネル

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMSTDETAIL&id=195220066&Mode=0>

公募情報

1. 2022年度「建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業」の2次公募について (2023.2.13 環境省)

環境省は、2050年カーボンニュートラルの実現等に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大による脱炭素化を進めています。今回、事務所やホテル等の業務用建築物において、ZEBの実現に必要な省エネ性等の高いシステムや高性能設備機器等を導入する事業、既存の建築物等に対し省CO2性の高い設備等を導入する事業の経費の一部を支援します。公募期限は、2023.3.31です。

<参考>環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_01170.html

以上